

個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則案に関する意見募集の結果について（案）

令和元年 12 月〇日
個人情報保護委員会
事務局 総務課

個人情報保護委員会においては、本年 10 月 25 日（金）から 11 月 24 日（日）まで「個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則」案につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して、7 の個人又は団体から 7 件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、技術的な修正を行った上で、本日、「個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則」を定め、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行の日（令和元年 12 月〇日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

**個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律施行規則の一部を改正する規則案に関する意見募集の結果について**

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>1 『規則案』のうち、「第五条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする」について個人の意見を提出する。</p> <p>2 規則案では、「申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合」及び「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合」には、従来の申請等形式のままとなっている。</p> <p>3 規則案は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるように情報通信技術を活用した行政を推進しようという『情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律』の立法趣旨に反している。以下、理由を記載する。</p> <p>4 規則案は、国民の目に触れないまま従来の申請等形式を認めるため透明性が欠如し、また、安易に認めることで従来の申請等形式がそのまま固定化してしまう懸念がある。</p> <p>5 従来の申請形式を残す際には、事前に広く国民の声を求めるパブリックコメントの実施を規則案に明記するように求める。</p> <p>6 上述パブリックコメントを実施する際に、認めようとする申請等の一つひとつについて「従来の申請形式を残す理由」を詳細に国民に提供すべきである。</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な書類などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしており、新法の趣旨に合致するものと考えております。</p> <p>デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む「新デジタル・ガバメント実行計画（仮称）」に基づき、行政手続のオンライン化原則が可能な限り実現されるよう、御意見については、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>新法の思想のとおり、「部分的にオンライン化ができない場合」を最小限にとどめ、意味のあるオンライン化実現に向けた継続的な見直しを担保するため、クラウド会計ソフト等の利用による中小企業・個人事業主のバックオフィス業務のデジタル一気通貫と効率化を推進する立場として、次の事項を要望する。</p> <p>1. 本施行規則案に基づき、行政機関等が部分的にオンライン化できない場合として認めるものについて、具体的な基準を定めるガイドライン等を、民間有識者並びに影響を受ける民間企業及び地方自治体の参画の下に策定し、パブリックコメントに付すこと。</p> <p>2. 実際に部分的にオンライン化ができないとされた手続を、所管部局及び類似手続ごとに比較可能な一覧で公表すること。</p> <p>3. ガイドライン等の改訂や部分的にオンライン化できない手続の定期的な見直しについては、民間企業や国の出先機関・地方自治体など、当該手続に関連する実務に詳しい者と議論を尽くすこと。</p> <p>4. 当該見直しに当たり、行政機関内におけるフォローアップ調査や新たな棚卸作業が、単なるペーパーワークとなったり、各省庁職員の過重な負担となったりしないよう、Excelファイル等による調査・公表ではなく、各省庁職員の担当者が直接Web上で入力すれば進捗率が更新されるようなシステムを用いたりデザインの専門家に公表資料作成を委託したりするなど、効率的に管理作業を行い、各省庁職員がオンライン化の実現に向けた本来業務に注力できるような体制を構築すること。</p> <p>5. オンラインで完結しない行政手続の中には、スタートアップ含む特定の分野の民間企業にとって影響の大きなものがある。それらの特定の手続については、具体的なオンライン化の内容と工程をend-to-endで検討するため、行政機関等のリソースだけで考えず、民間企業と共創して業務改革・システム改修を進めること。例えば、電子政府の総合窓口（e-Gov）の2020年秋の刷新に当たっては、総務省において、弊社を含むユーザ企業や業務ソフトベンダとともに仕様を検討するなど、形式よりも実質的な対話を重視し、民間からの意見を積極的に取り入れていただいた。このような手法で行政手続のオンライン化も進めれば、社会的なコストが少なく、より意味のあるオンライン化が進められると考える。</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な書類などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む「新デジタル・ガバメント実行計画（仮称）」に基づき、行政手続のオンライン化原則が可能な限り実現されるよう、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>

個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律施行規則の一部を改正する規則案に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
3	<p>【意見要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> デジタル化を阻害する「対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則及び書式・様式原則」の完全撤廃によるデジタル完結の徹底。 各行政機関での個別判断でデジタルファーストの例外を安易に認めうる省令案の規定の文言の全部削除。 上記1. の達成状況を行政機関等ごとに公表し、政府の強力なリーダーシップで完全達成に向けて進捗管理する仕組みの法定化。 デジタル手続き法の趣旨と累次の成長戦略の趣旨を踏まえ、法令に基づく民間手続きについてもデジタル完結を徹底させるべく、各行政機関が所掌する当該法令をもれなく改正。 デジタル完結の方法は、技術の最新動向や民間事業者の創意工夫を生かしたものとすることとする。その他、行政手続きのBPRを実施することや利便性向上のためにAPI開放等を行うこと。 <p>【意見詳細・補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル手続き法の規定や政府の累次の成長戦略等での基本方針等に基づき、行政手続きのデジタルファーストとデジタル完結の趣旨が既に規定されている。したがって、その内容を一刻も早く徹底させ実装させることこそが必要不可欠であり、その仕組みを法定化させることで加速化させることが必要不可欠である。 その観点から、「対面原則、書面原則、押印原則、印紙原則、様式・書式原則」といった規制と規定、つまりデジタル化を阻害する規制と規定は、完全に漏れなく撤廃すべきことは、一丁目一番地の政策である。 デジタル化に関する以下の例外規定、つまり、「新法に規定する申請等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分」の例示規定と「新法に規定する処分通知等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分」の例示規定の案は、対面書面原則等が必要であると行政機関等が認める場合という意味合いに過ぎない。これは、単なる同語反復であり無意味な規定である。これでは、各行政機関等に安易な例外を残すことを一任し、デジタルファースト・デジタル完結という政府の成長戦略やデジタル手続き法の本来の趣旨と明らかに逆行する。 進捗管理のために、具体的なオンライン化状況を行政機関等毎に明らかにすべきである。※IT戦略本部の棚卸結果を解析したところ、官民間の行政手続きのオンライン化状況は約3割にとどまっている。 <p>以上</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な書類などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしており、新法の趣旨に合致するものと考えております（新法第7条第5項に規定する処分通知等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む「新デジタル・ガバメント実行計画（仮称）」に基づき、行政サービスのデジタル化や法令に基づく民間手続のデジタル化を今後推進する上で、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>行政機関等の定める技術的基準に適合するもの」の内容が分からないものの、定めを行う事は適切であると思われた。（実際の運用においては、セキュリティについて配慮していただきたいと考える。）</p> <p>なお、デジタル手続にそれなりに関係のある事であるが、貴委員会においては、各種の手続等において、法人番号の利活用について積極的な姿勢であっていただきたいと考える。</p> <p>（貴委員会が把握している、認定個人情報保護団体及びその監督・指導下にある事業者等が、法人番号についても示されて、ワンストップ的に行政機関のホームページ等のサービスにおいて分かりやすくリスト一覧として示されたりすると、国民・市民としてはとてもありがたいと考える。（インターネットを使っていると、電気通信に関係する事業者について問題の存在に遭遇したりする事は多いのであるが、その際にどういう認定個人情報保護団体が当該事業者の監督・指導を行う事になっているのかが分からない事が多く、困る事が多いのである（現状、個人情報保護法においては各種事業者の側において、その監督・指導を行う事になっている認定個人情報保護団体を示す義務が無いので、いくつもある認定個人情報保護団体それぞれのホームページ等を見て探していく必要がある）のであるが、これは結構きついのである。）。こういう時に、国民・市民が（本来的には無駄な）時間や労力を使って認定個人情報保護団体を探さずとも、事業者について検索すれば（ここで法人番号が使えると有用である）と考える。各認定個人情報保護団体に法人番号の付された監督下の事業者リストを漸次あるいは定期的に（デジタル手続などにより）提出させておけば、その様な検索が行えるサービスは容易に作れるのではないかと考える。）、すぐに登録されている情報として対応を行う認定個人情報保護団体が分かるようであると、世の中はより公正になり、国民・市民にとって過ごしやすく、活力のあるものになると考える。）</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>本規則案への、賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

**個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律施行規則の一部を改正する規則案に関する意見募集の結果について**

No.	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
5	<p>1 新法第6条第6項及び第7条第5項について 本案において、部分的にオンラインで行うことができない場合として、新法第6条第6項の規定に基づき、申請等に関し、対面による本人確認・原本による確認・申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき提出すべきこととされている有体物を提出する場合の定めがある。同様に、新法第7条第5項の規定に基づき、処分通知等に関し、対面による本人確認・原本による交付・処分通知等を書面等により行うときに法令の規定に基づき交付すべきこととされている有体物を交付する場合の定めがある。</p> <p>そもそも、本法令においては、「デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ことを含めたデジタル化の基本原則を定めるものである。そうすると、所管官庁においても、簡単には例外処理を行い書面での手続を残すことができる政省令の整備は不適切である。特に上記の規定案は、所管官庁の判断によって、対面本人確認や原本書面の確認が必要と認めることでデジタル化の例外とすることが出来るものであるから、例外の拡大に対して抑止力を強化するための対応が必要と考える。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例外となり得るやむを得ない事例をガイドライン等で具体的に列挙する（この列挙内容も、真に合理的な場合にのみ限定される必要がある） ・行政機関等が例外に該当すると判断した場合には、その根拠として、上記の事例に該当することの説明義務を負う ・上記の説明は、民間議員を含むメンバーで構成される場において、十分な議論を尽くすことによって為されるものとする <p>また、例外に該当する事由は時の経過（当該手続に関する環境や他象徴との共通システムも含めたシステム整備状況の変化等）によって変わりうるものと考えられるため、一度例外に該当すると判断したものについても、定期的に棚卸しと再検討を行う制度設計とすべきである。</p> <p>このプロセスは、手続毎のデジタル化の詳細な線表（期限と責任部署の明記）を元に行われ、国民に対してオープンなものとし、省庁の中に閉じないことが重要であると考ええる。</p> <p>2 具体的なデジタル化の手続の内容について デジタル化にあたっては、利用者の利便性向上が、全体としてのデジタル手続利用増加と、これによる行政効率増加、行政へのデータ蓄積、費用削減のためにも非常に重要となる。この視点で考えた場合に、形式的にデジタル化を実施するだけでなく、使いやすいインターフェースを備えているか、また相互運用性ないし拡張性が確保できているかといった観点は不断の見直しが必要である。そして具体的な手続の内容としても、一旦ID・パスワード等を主として採用することとしても、今後の技術・ビジネスの進展を踏まえ、生体認証、ID連携等の手法により実施できる余地を十分に確保できる政省令及びガイドライン等の整備が必須と考える。</p> <p>3 今後の議論への民間企業の参画について 当協会は、ベンチャー会員127社及び法人会員256社ほどのFinTech企業等の会員がある。いくら会員各社のサービスのユーザ体験を改善しても、行政への申請等や行政からの通知等が部分的にでもデジタル化されていなければ、end-to-endでのユーザ体験の改善には限界がある。行政手続のデジタル化は、各社のサービスに対するインパクト、ひいては各社サービスのユーザに対するインパクトが極めて大きい。ぜひ全面的に電子化を進めて頂きたい。また必要に応じて、当協会も、コスト試算や実務上の課題の提出に最大限協力する所存であるので、具体的に検討を進める際に議論に参画させて頂くことを強く希望する。</p>	<p>新法第6条第6項に規定する申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、新法の規定における例示に沿って、申請者等の属性等から特に対面での追加的な確認が必要である場合や、膨大な書類などをスキャンしてデータで申請させることでかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定することとしています（新法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合についても同様）。</p> <p>その他の御意見も含め、デジタル手続法や、同法に基づく情報システム整備計画を含む「新デジタル・ガバメント実行計画（仮称）」に基づき、行政手続のオンライン化原則が可能な限り実現されるよう、今後の検討を行う上で、参考とさせていただきます。</p>

(注) このほか、本意見募集の対象外である御意見が2件ありました。御意見ありがとうございました。